

国立大学法人和歌山大学の特定建築物における衛生的環境
の確保に関する要項

制 定 平成13年 2月28日

最終改正 平成16年 4月 1日

(趣旨)

第1 国立大学法人和歌山大学の特定建築物における衛生的環境の確保に関しては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2 この要項において「特定建築物」とは、一棟の延べ面積が8、000平方メートル以上の建築物をいう。

(措置)

第3 学長は、特定建築物における衛生的な環境を確保するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 空気環境の調整
- (2) 給水及び排水の管理
- (3) 清掃
- (4) ねずみ及び昆虫等の防除
- (5) その他環境衛生上良好な状態を維持するために必要な措置

(管理技術者)

第4 学長は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督させるため、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから、建築物環境衛生管理技術者（以下「管理技術者」という。）を任命する。

2 管理技術者は、学長の命を受け、法及びこの要項に規定する業務を行うものとする。

3 管理技術者は、別に定めるところにより、特定建築物の環境衛生管理に関する帳簿、書類を整備し、その写しを施設整備課長に提出しなければならない。

(補助管理技術者)

第5 管理技術者の職務を補佐するため、建築物環境衛生補助管理技術者（以下「補助管理技術者」という。）を置く。

2 補助管理技術者の指定等については、別に定める。

(その他)

第6 第2の規定にかかわらず、一棟の延べ面積が500平方メートル以上8,000平方メートル未満の建築物については、第3に掲げる措置を講じるものとする。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第161号）

この改正要項は、平成16年4月1日から施行する。